

世界人権宣言三五周年（一九八三年）に むけたとりくみを開始しよう！

友 永 健 三

一、はじめに

一九八一年二月一六日、国際連合の第三六回総会は、一九八三年が世界人権宣言採択三五周年にあたることから、この年に、人権擁護のとりくみを大々的に実施することを定めた文書を全会一致で採択した。（資料①参照）

最近の人権をめぐる内外の動向を見るときこの決定は、極めて重要な意義を持つものであるが、残念ながら、わが国では、ほとんど紹介されていないので、以下に、採択された文章を紹介するが、それに先立って、若干の解説をおきたい。

二、世界人権宣言の歴史

則を基礎とした人権尊重の必要性であった。

その後、一九六六年には世界人権宣言をさらに発展させ、法的拘束力を持たせたものとして、国際人権規約が国連で採択された。また、世界人権宣言をふまえて、各分野における人権の擁護のために、人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約などの個別の条約が次々と国連で採択され、今日一九に及ぶ人権に関する条約がある。（資料②参照）

この他、国連は、国際婦人年や一〇九年の行動計画、国際児童年や国際障害者年といった企画を次々と打ち出し、人権擁護のとりくみを計画的に高めてきている。

三、今日の状況

世界人権宣言をめぐる歴史を見ると、第二次大戦以降、人権擁護にむけた歩みは、一步一步前進してきていることがわかる。

しかしながら、ここ数年来、世界的な景気の後退と軍備増強の動きの中で、人権をめぐる情勢も厳しい局面を迎えている。

アメリカでは、レーガン政権の誕生とともに、永年にわたって積み上げられてきた人種差別撤廃のための様々な施策が次々と後退させられているし、ヨーロッパ各地では、外国人労働者等に対する差別攻撃が強まっている。

世界人権宣言は、一九四八年、パリで開催された国連の第三回総会で採択された。この人権宣言の根本理念は、平和を守るためには、国際的な連帯の下に、差別を撤廃し、日常不断に、人権を守っていかねばならないということにある。

こうした理念の人権宣言が、採択された背景には、第二次世界大戦に対する痛烈な反省がある。周知のように第二次大戦では、全世界で五〇〇〇万人とも六〇〇〇万人ともいわれる膨大な人々の命が奪われた。それだけでなく、第二次大戦では、ヨーロッパではナチス・ヒトラーが、アジアでは日本軍が、大量殺りくをおこなった。こうした残酷な結果を伴った戦争を、再びくりかえすことのないように、真剣な反省がなされたが、その結論が、万人平等の原

日本でも、行政改革という名の下に、福祉後退と人権の抑圧が進行し、他面で、軍備増強、教科書や憲法の改悪が重大な問題となってきた。

こうした国の内外における傾向が強まれば、国内での人権抑圧、国外に対する侵略戦争Ⅱファシズムの道にいきつくことになりかねない。

しかも、今日の戦争は、人類の滅亡を意味する核戦争に発展する危険性があることを考える時、全力をあげて、こうした人権抑圧と戦争の道をくいとめなければならぬ。

幸い、反核平和のうねりは、全世界的に盛り上りを見せてきているが、これと不可分に結びついた人権擁護の世論を大きく盛り上げていく必要があるが、残念ながら、それは、今のところそれほど強くないといわねばならない。

その意味では、来年の世界人権宣言三五周年という人権擁護にとって記念すべき年に、大々的な人権擁護の世論をまきおこすことは、極めて時宜にかなったことといえよう。

四、三五周年の概要

昨年の一二月の国連総会で採択された文書によれば、来年の人権宣言三五周年にとりくむ柱として次のような課題を提起している。

まず国連自体のとりくみとしては、以下のとりくみを掲げている。

- ① 一九八三年一月一日頃に、国連本部、ジュネーブの国連事務局などで記念行事を催す。
 - ② 一九八三年、ジュネーブで、人権擁護に関する経験を話し合うゼミナールを催す。
 - ③ 世界人権宣言の重要性に関する宣伝（広報、放送、視聴覚教材等）を強める。
 - ④ 「人権に関する国連の諸条約と活動概況」を出版する。
 - ⑤ 人権宣言三五周年を記念したポスターを作成、配布する。
 - ⑥ 人権宣言三五周年記念切手を発行する。
 - ⑦ 一九八三年に開催される国連第三八回総会の議題に「世界人権宣言三五周年・市民的・政治的権利、経済的・社会的・文化的権利の促進と遵守のための、国際協力」という項目を加えて討議する。
 - ⑧ 以上のとりくみを企画し、準備するために、事務総長に必要な準備をするよう要請する。
- 次いで、国連加入国や民間団体に対しても以下のようなとりくみをよびかけている。
- ① 一九八三年一月一日を公式の人権デーにする。

一七〇年に重きをおくことによって、促す機会となることを確実にするためにふさわしいいろいろな手段（方法）をとるよう要請する」と指摘している。

五、部落解放と結びつけて

一九七〇年代の半ば頃より、部落解放同盟や部落解放研究所は、国際的な差別撤廃、人権擁護のとりくみとの連携を強めてきている。国際人権規約の批准運動の展開、国際人権シンポジウムの開催、英文ニュースの発行、さらに、今年の人権週間に予定している反差別国際会議の企画等に、そのことが象徴されている。

さらに、こうした動きと関連して、毎年二月四日から一〇日までの一週間おこなわれている人権週間に對するとりくみを強めてきている。

周知のように、この人権週間は、世界人権宣言の精神を、普及・徹底するために一九四八年以降とりくまれてきているものである。

この機会を部落差別を始めとした国内に存在している具体的な差別問題の解決と結びつけてとりくむよう働きかけ、そのとりくみの充実を促してきた。

一九八三年の世界人権宣言三五周年をひかえ、部落解放の課題は、重要な時期を迎えている。

- ② 一九八三年一月一日に、国家元首あるいは政府首班等の特別のメッセージを発表する。
- ③ 人権デーに国会その他の公的、私的団体の特別集会を開催する。
- ④ 人権の分野での国連の諸条約の当事国となるよう特別の努力を行う。
- ⑤ 人権擁護のための中央・地方組織の設立、強化。
- ⑥ 人権教育の奨励。
- ⑦ 世界人権宣言の普及。
- ⑧ 人権切手等の発行等。
- ⑨ 民間団体の活動の奨励。
- ⑩ 人権に関する国際年と、それに関する一〇年の活動の計画をたてる。
- ⑪ 世界人権宣言に関する論文（高校生、中学生対象）コンテストの実施。

なお、これらのとりくみにあたっての基本理念として、「人権の擁護と促進に関して、加盟国・専門機関および人権の擁護と促進にかかわるすべての政府と民間の国際組織に對して、世界人権宣言三五周年が、国際理解、協力、平和、さらに人権に対する世界的で有効な遵守を、特に、公式の学校のわくの内外の双方において、教育的アプローチ

同和対策新法が、一年半に及ぶ闘いの中でようやく制定されたが、これを武器に、部落解放にむけたとりくみを前進させるとともに、部落解放基本法の制定の展望を切り開く課題がある。また、一九年にわたってとりくまれてきている狭山差別裁判反対闘争に勝利する課題、さらには、判明以降すでに七年目をむかえんとしている「部落地名総鑑」差別事件に勝利する課題がある。

その他、各地で統発する悪質な差別事件に對する闘いと、課題は山積している。

これらの課題の抜本的な前進のために、来年の世界人権宣言三五周年を最大限活用する必要がある。

さらに、部落解放とも密接に結びついた、「人種差別撤廃条約」や、就職差別を禁止した「ILO一一一号条約」を日本政府に批准させる闘いを、この機会に飛躍的に強化することが必要である。

女性差別、「障害者」に對する差別、在日朝鮮人等に對する差別撤廃のとりくみも、この機会に強めることが必要である。

また、この機会に、行政改革の中で縮少がほめかされているわが国の人権擁護体制の充実強化を達成する必要がある。

六、おわりに

こうしたわが国の中にある具体的な部落差別をはじめとした様々な差別撤廃の前進に役立つとりくみを民間レベルでも企画するとともに、政府や自治体に対しても早い時期から要請していく必要がある。

その際、少なくとも昨年末の国連総会が、加入国や民間団体によびかけている提案の実施を全国各地でよびかけていく必要がある。

こうしたわが国内でのとりくみをふまえ、国連に対しても、政府代表と民間代表をまじえた、国連人権特別総会の開催などを要請していく必要がある。

(部落解放研究所事務局次長)

資料 ①

世界人権宣言三五周年の遵守(三六／一六九)

注 ①この文書は一九八一年二月一六日、国連第三六期総会で全会一致採択されたものです。

②この仮訳は東京外国語大学の斎藤恵彦教授にお願いしたものです。

総会は、一九八三年という年が「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、人権と基本的自

文書の中の諸提案に感謝し、これらに注目し、

一、世界人権宣言三五周年を意義あるものとするため、

加入国、専門機関、および地域の国際機構、民間団体に、この付則に挙げてあるような適切な措置を取るよ

らに促す。

二、世界人権宣言三五周年を意義あるものとするため、この決議の付則に述べてあるような、国連レベルでのふさわしい活動を始めようとして事務総長に要請する。

三、国連郵政部に、世界人権宣言三五周年記念切手を発行することを考えるように促す。

四、国連第三八回総会の議題として、「世界人権宣言三五周年・市民的・政治的権利、経済的・社会的・文化的権利の促進と遵守のための、国際協力」という項目を加え、総会でこの議題について総会で討議するよう勧告する。

五、さらに、一九八三年一月一〇日の世界人権宣言を祝うその日に記念集会を催すことを決定し、事務総長にこの計画に必要な準備をするように要請する。

付属文書

世界人権宣言三五周年を記念するために推められる措置

由の擁護と促進のための、国家的及び国際的努力を鼓舞する源であり、これからも、正しくそうあり続ける世界人権宣言の三五周年にあたる、ということを感じ、この宣言を遵守するためには、人権があらゆる人間に対して保障されなければならない、そして、ことに人権が指導と教育をおとして、みなに知られずしては、この遵守は成就されないという認識をふまえて、この点において、人権宣言を公布する際、総会は「社会の各個人及び各機関が、この宣言を常に念頭に置きながらこれらの権利と自由との遵守を指導及び、教育によって促進しなければならない」と述べたことを想起し、また、一九七七年一月一六日になされた、人権宣言三〇周年の遵守に関する総会(A/36/500)の決議を想起し、人権の擁護と促進に関して、加盟国・専門機関および人権の擁護と促進にかかわるすべての政府と民間の国際組織に対して、世界人権宣言三五周年が、国際理解、協力、平和、さらには人権に対する世界的で有効な遵守を、特に、公式の学校のわくの内外の双方において、教育的アプローチに重きをおくことによって、促す機会となることを確実にするためにふさわしいいろいろな手段(方法)をとるよう要請する。

人権宣言三五周年にふさわしい意義を与えることを切望し、人権宣言三五周年に関して、事務総長から提出された

一、下記の提案を、国連レベルの活動のためにする。

(a)一九八三年一月一〇日を公式の人権デーにする。

(b)一九八三年一月一〇日に、国家元首あるいは政府首班、その他の首脳人の特別のメッセージを発表する。

(c)人権デーに国会その他の公的、私的団体の特別集会を開催する。

(d)人権の分野での国連の諸条約、特に女性の権利を対象とする諸条約に、まだ批准も加入もしていない国が、これらの条約の当事国となるよう特別の努力を行うこと。

(e)人権の擁護と促進のための国家的と地方的機構の設立、または強化。

(f)さまざまな教育レベルの人権に関する教育活動の奨励。

(g)世界人権宣言を、少数民族(マイノリティ)の言語を含む、その国の諸国語で翻訳し、普及させる。

(h)一九八三年の一年間、人権切手、初日カバー、特別消印の発行。

(i)民間団体が十分に祝典(祝行事)に参加し、独自の活動をするように奨励する。

(j)人権の諸問題について、現在進行中の各種の一〇年

- 計画、並びに準備の進行中の各種の国際年にそって、これらを支援する活動を計画する。
- (k)「あなたの世代に、世界人権宣言が、何を意味するべきか」という題で、高校生、中学生対象の小論、またコンテストを行う。
- 二、とりわけ、下記の手段は、国連レベルで取り上げられるべきである。
- (a)一九八三年一月一日頃に、国連本部、ジュネーブの国連事務局および、ウィーン国際センターにて、記念行事を催す。
- (b)一九八三年、ジュネーブで人権に関する国際的な規範の国内的实施についてのいろいろな国の経験を話し合うゼミナールを催す。
- (c)世界人権宣言の重要性、並びに国連が人権と基本的自由の十分な享有を保障するため果して来た役割と実績に注意を喚起し、これらを強調することを目的としたしかるべき広報、放送、それに視聴覚教材を、国連事務局広報局が一般に配布する。
- (d)「人権に関する国連の諸条約と活動概説」を国連での公用語すべてで翻訳したものを出版。
- (e)世界人権宣言三五周年を記念するために、ふさわしい国連ポスターをデザインし、配布する。

資料②

国連関係人権条約一覽表

名	称	総会議決番号	採択年月日	表決結果	発効年月日	日本の批准状況
1	ジュネーブ条約	三〇(II)	一九八・三・九	五・〇・〇	一九八・一・三	◎
2	人身売買および他人の売春の搾取の防止に関する条約	三三(IV)	一九六・三・二	三・三・三	一九六・七・七	◎
3	難民の地位に関する条約	全権会議	一九五・七・八	二・〇・〇	一九五・七・七	◎
4	国際訂正権に関する条約	三〇(VI)	一九三・三・三	三・三・三	一九三・八・三	
5	婦人の政治的権利に関する条約	三〇(VII)	一九三・三・三	三・三・三	一九三・八・三	
6	一九二六年奴隷条約改正議定書	三〇(VIII)	一九三・三・三	三・三・三	一九三・七・七	◎
7	無国籍の地位に関する条約	全権会議	一九三・三・三	三・三・三	一九三・七・七	
8	奴隷制、奴隷貿易および奴隷制類似の制度・慣行の廃止に関する補充条約	全権会議	一九三・三・三	三・三・三	一九三・七・七	
9	既婚婦人の国籍に関する条約	一〇六(XI)	一九七・一・九	三・〇・三	一九七・三・三	
10	無国籍の減少に関する条約	全権会議	一九七・一・九	三・〇・三	一九七・三・三	
11	婚姻の同意、婚姻最低年齢および婚姻届に関する条約	一七三(A)(XII)	一九二・二・七	三・〇・七	一九二・三・九	
12	すべての形の人種差別撤廃に関する国際条約	三〇(XA)(X)	一九四・三・三	一〇・〇・〇	一九四・一・四	
13	経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約	三〇(XI)	一九四・三・三	一〇・〇・〇	一九四・一・三	◎
14	市民のおよび政治的権利に関する国際規約	三〇(XII)	一九四・三・三	一〇・〇・〇	一九四・一・三	◎
15	同上についての選択議定書	三六(XVI)	一九六・二・三	三・七・三	一九六・二・三	◎
16	難民の地位に関する議定書	三三(XVIII)	一九五・七・八	三・七・三	一九五・二・三	
17	戦争犯罪および人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約	三〇(XV)(VIII)	一九三・三・三	三・三・三	未発効	
18	アパルトヘイト罪の鎮圧と処罪に関する国際条約	三〇(XV)(VIII)	一九三・三・三	三・三・三	未発効	
91	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約	三六(XII)	一九七・三・九	三・〇・二	一九八・九・三	

(注) 一九八一年一月一日現在の状況をE/CN.4/Rev.IIなどによって作成した。